

未定稿

農地・水・環境保全向上対策
共同活動支援交付金に係る
Q & A

平成20年5月

農地・水・環境保全向上対策 共同活動支援交付金に係るQ & A

～ 目 次 ～

1 対象農用地 【要綱別紙1の第3】

一団の農用地 【要綱別紙1の第3】

番号	質 問	頁
1-1	要綱別紙1の第3にある「一団の農用地」には、面積要件はないのか。	1
1-2	農振白地や農振地域外の農用地を「一団の農用地」を構成する農用地として、協定に含めてもよいのか。	1
1-3	問1-2の場合、共同活動支援交付金を協定に位置付けた農振白地等及びそれに関する施設において実施した共同活動に充当してもよいのか。	1
1-4	災害があり、復旧中の農用地は対象農用地とすることができるのか。	1
1-5	問1-4の場合、復旧中の農用地における共同活動はどのように行うのか。	1
1-6	区画整理事業(ほ場整備)等により、通年施行を行っている農用地は対象農用地とすることができるのか。	1
1-7	問1-6の場合、施工中の農用地における共同活動はどのように行うのか。	2
1-8	ほ場整備事業実施中の地区において、換地が確定していない場合、対象農用地面積は一時利用地設定面積を基に算出してよいのか。	2
1-9	ほ場整備事業実施中において、対象農用地面積が変わった場合の対応いかん。	2
1-10	ほ場整備事業実施中において、対象農用地面積について一次利用地設定面積により交付金交付決定がなされ、当該年度において全額交付金が交付された後、換地が確定し、対象農用地面積に増減が生じた場合の対応いかん。	2
1-11	農振農用地への編入手続きをしている農用地の取扱いいかん。	2

対象農用地の定義 【要領第4の1の(1)】

番号	質 問	頁
1-12	対象農用地の地目の判断は何によるのか。	3
1-13	水田においてブロックローテーション等で転作する場合、地目はどのように判断するのか。	3

対象農用地の面積の測定 【要領第4の1の(2)】

対象農用地等面積の測定について 【要領別記1】

番号	質 問	頁
1-14	対象農用地面積の算定に当たって、どこまで法面を含めてもよいのか。	3
1-15	地籍図等があり、その台帳の合計面積を以て申請する場合、筆ごとの調書を提出する必要があるのか。	3
1-16	地籍図等がなく、図測により対象農用地面積を算定する場合、どのようにするのか。	3
1-17	要領別記1の3に「2により難しい場合」とあるが、具体的にはどのような場合か。	4
1-18	採択申請時点において、概略面積で申請を行い、当該年度における最終の交付金申請時点までに精査することは可能か。	4

遊休農地等の取扱い

番号	質 問	頁
1-19	「遊休農地等」の用語の定義いかん。	4
1-20	遊休農地等を協定に含めてもよいのか。	4
1-21	今後、遊休農地となるおそれがあるような農地についても、一団の農用地を構成する農用地として、協定に含めてよいのか。	5
1-22	協定を締結しようとする一団の農用地の区域内に蚕食状に遊休農地等が存在し、かつ、当該遊休農地等については、協定に位置付けた各活動が履行できない場合は、当該遊休農地等を除外して、協定を締結しなければならないのか。	5

2 実施方針等 【要綱別紙1の第4の1】

活動指針 【要領別記2】

番号	質問	頁
2-1	基礎部分の「点検活動」は、どのような視点で行えばよいのか。	5
2-2	基礎部分の各施設の草刈りの活動の説明文には「 やその周辺部」とあるが、具体的にその範囲はどのように考えればよいのか。	6
2-3	基礎部分の「草刈り」と誘導部分の農地・水向上活動の「きめ細やかな雑草対策」の違いいかん。	6
2-4	基礎部分の「遊休農地発生防止のための保全管理」では、耕作放棄地を農地へ戻す場合、5年間かけて実施してよいのか。または、1年目に耕作可能な状態にしなければならないのか。 (P)	6
2-5	基礎部分の「遊休農地発生防止のための保全管理」で、耕作可能な状態とは、具体的にどのような状態か。	6
2-6	農地・水向上活動の「機能診断」は、どのような視点で行えばよいのか。	7
2-7	機能診断の結果判明した劣化箇所等は、すべて対象活動組織で対応しなければならないのか。特に、抜本的対策を必要とするものや多大な経費を必要とするものはどうするのか。	7
2-8	農地・水向上活動の「実践活動」の各活動項目の説明で例示されている対策手法以外の方法で実施しても構わないのか。	7
2-9	農村環境向上活動の「啓発・普及」と「実践活動」の各活動項目の説明で例示されていない活動を実施しても構わないのか。	7
2-10	活動指針における農村公園、公民館等の農村コミュニティ施設の保全管理活動の取り扱いいかん。	7
2-11	活動指針における林地、里山の保全管理活動の取り扱いいかん。	8
2-12	農業を起源とした伝統行事に共同活動支援交付金を充当してもよいのか。	8

地域活動指針に基づき定める要件の策定に係るガイドライン 【要領別記4】

番号	質問	頁
2-13	対象活動組織は活用する「活動指針チェック表」をどのような考え方で選択すればよいのか。	8
2-14	要件の1つとして「従来地域で行われていなかった新たな実践活動が一つ以上含まれていること」とあるが、新たな活動とは、採択年度の前年度に当該地域で行われていた活動との比較で判断していいのか。また、平成18年度実験事業地区も同様か。	9
2-15	基礎部分に位置付けられている活動項目については、協定書に定めたすべての農用地、開水路、パイプライン、ため池、農道を対象に行わなければならないのか。	9
2-16	水路、ため池等に泥が溜まりにくい地域においても、基礎部分の「水路の泥上げ」や「ため池の泥上げ」に関する点検活動は実施する必要があるのか。	9
2-17	遊休農地等の発生が見込まれない場合においても、基礎部分の「遊休農地等の発生状況の把握」や「遊休農地発生防止のための保全管理」は、「地域活動指針チェック表」の「対象となる活動」に該当するのか。	9
2-18	基礎部分及び誘導部分の農地・水向上活動について、個々の活動の対象となる施設（例えば、開水路、パイプライン、ため池、暗きょ施設、防風ネット、遮光施設等）が地域には存在しない場合においても、「地域活動指針チェック表」の「対象となる活動」に該当するのか。	10
2-19	基礎部分及び誘導部分の農地・水向上活動の中の実践活動のうち、活動の対象となる施設は存在するものの、施設の構造上、実施不可能な活動についても、「地域活動指針チェック表」の「対象となる活動」に該当するのか（例えば、水路法面がコンクリート等で覆われている場合の「水路の草刈り」、暗きょ施設の構造上清掃が困難な場合の「暗きょ施設の清掃」等）。	10
2-20	農地・水向上活動の中の実践活動のうち、活動の対象となる施設は存在するものの、立地条件や気象条件により活動を行う必要がない活動についても、「地域活動指針チェック表」の「対象となる活動」に該当するのか（例えば、平場地域での「農用地法面の初期補修」等）。	10

番号	質問	頁
2-21	農地・水向上活動について、地域に賦存する農用地、開水路、パイプライン、ため池、農道が整備されたばかりで、「機能診断」や機能診断結果に基づく「実践活動」を実施する必要が低い場合においても、これらの活動項目は「地域活動指針チェック表」の「対象となる活動」に該当するのか。	11
2-22	例えば、農地・水向上活動の「きめ細やかな雑草対策」を実施した場合には、基礎部分の「水路の草刈り」にもチェックが入ると想定されるが、このような場合には、1つの活動の実施によって、基礎部分と誘導部分の2つの活動項目にチェックが入ることとなるのか。	11
2-23	誘導部分の農地・水向上活動の実践活動に位置付けられている活動項目のうち、毎年度取り組む必要がない活動項目の実施状況の確認に当たっての判定の考え方がいかに。	11
2-24	機能診断の結果、ある特定の活動項目の活動量が非常に多いことが判明した場合の取り扱いがいかん(例えば、機能診断の結果、目地詰めを行う必要がある箇所が100カ所に上ることが判明した場合等)。すべて当該年度に実施しないと実施したことにならないのか。	12
2-25	誘導部分の農村環境向上活動の要件は、「全体として四以上の活動項目を実施」とあるが、選択したテーマに該当する活動のみで4以上の活動項目を実施する必要があるのか。	12
2-26	誘導部分の農村環境向上活動において、学校教育の一環として小学生と一緒に農業用水路の生物調査を行う場合、『啓発・普及』の活動項目の「学校教育等との連携」と『実践活動』の活動項目の「生物の生息状況の把握」の両者ともにチェックが入ることとなるのか。	12

3 対象活動組織 【要綱別紙1の第4の2】

多様な主体の参画要件 【要領第4の3の(1)】

番号	質問	頁
3-1	対象活動組織の構成員に関する基本的考え方がいかに。	12
3-2	要領第4の3の(1)で定める要件は具体的にどういうことか。	13

規約 【要領第4の3の(2)】

番号	質問	頁
3-3	対象活動組織の規約は参考様式に示す内容と一致しなければならないのか。	13
3-4	規約に添付する構成員一覧表(添付様式5)には、個人で参画する農業者や農業者以外をすべて列記する必要があるのか。	13
3-5	規約に添付する構成員一覧表(添付様式5)には、法人格を持たない耕作者グループであって、活動実績のある営農集団でも団体として記載してもよいのか。	14

体制整備構想 【要領第4の3の(3)】

番号	質問	頁
3-6	体制整備構想を策定する意義・必要性がいかん。	14
3-7	体制整備構想の参考様式第6号添付様式6に記載された内容のすべてを記述する必要があるのか。	14
3-8	参考様式第6号添付様式6に構成員の年齢構成を確認するよう示されているが、個人の年齢を調査することが必要なのか。	14
3-9	「将来展望を実現するために取り組む具体的方策」等の事項は、何年後を想定して記載するのか。	15
3-10	体制整備構想(案)を協定締結年次から起算して第3年度末以前に策定してもよいのか(例えば、1年度目や2年度目に策定してもよいのか。)	15
3-11	体制整備構想を協定締結年次から起算して第5年度末以前に取りまとめてもよいのか(例えば、3年度目や4年度目に取りまとめてもよいのか。)	15
3-12	体制整備構想(案)を策定することなく協定締結年次から起算して第3年度末までに成案を取りまとめてもよいのか。	15
3-13	例えば、3年度目や4年度目に体制整備構想を取りまとめる場合、事業実施期間中に見直すことは可能か。	15

番号	質問	頁
3-14	体制整備構想の策定等に要する経費については共同活動支援交付金から充当してよいのか。	15
3-15	体制整備構想の策定に係る業務を委託することは可能か。	16
3-16	体制整備構想に記載した内容は確実に履行しなければならないのか。	16

4 協定 【要綱別紙1の第4の3】

協定の内容等 【要領第4の4の(1)】

番号	質問	頁
4-1	協定期間について、原則5年以上としているのはなぜか。	16
4-2	例えば、平成19年6月1日に協定を締結した対象活動組織の場合、協定期間の終了日は、平成24年5月31日以降である必要はあるのか。	16
4-3	対象活動組織の対象とする農用地や施設が2つの市町村に跨る場合、協定はどのように締結するのか。	16
4-4	協定の締結者は必ず市町村の首長とするのか。	17
4-5	要領第4の4の(1)の工に「対象活動組織が実施する共同活動に対して支援又は指導を行う場合等に、具体的な行為等を記載する。」とあるが、具体的な行為等とは何か。	17
4-6	活動計画の「(参考)共同活動支援交付金の支出計画」は協定期間を5年とする場合、5年間全体の支出計画とするのか。	17

協定の変更 【要領第4の4の(2)】

番号	質問	頁
4-7	協定の変更が必要となる具体の内容はどのようなものか。	17
4-8	協定の変更協議が必要ない場合、届け出が必要とあるが、具体的にはどのような場合か。	17

5 対象活動等 【要綱別紙1の第4の4の(1)】

集落協定等関連対象活動組織における追加の要件 【要領第4の5】

番号	質問	頁
5-1	同一地域で本事業と中山間地域等直接支払交付金の両方の支援を受けることは可能か。	18
5-2	集落協定等の「等」とは何か。	18
5-3	追加要件が必要となるのは、2つの事業の協定農用地が重なる場合か。それとも、交付金の算定の対象となる農用地が重なる場合か。	18
5-4	追加項目数の具体的な算定例いかな。	18
5-5	本事業の協定農用地の中に複数の集落協定等の対象となる農用地が含まれている場合の追加要件の考え方いかな。	18
5-6	追加活動は、農地・水向上活動の活動項目から選択されるべきか、それとも農村環境向上活動から選択されるべきか(優先順位はあるのか。)。	19
5-7	追加活動が4項目と算定され、農地・水向上活動の実践活動から3項目、農村環境向上活動の実践活動から1項目、それぞれ追加実施するよう計画したが、実際には農地・水向上活動の実践活動で1項目しか追加実施できず、代わりに農村環境向上活動の実践活動で3項目実施した場合でも、追加の要件が満たされていると判断してよいのか。	19
5-8	地域に集落協定等に位置付けられている農用地が存在する場合、この農用地を除外して本事業の協定農用地を設定してもよいのか。	19
5-9	集落協定等に位置付けられている活動を本事業の要件クリアの活動として位置付けることは可能か。	20
5-10	本事業の実施に際し、集落協定等に位置付けられている活動の内容を変更することは可能か。	20
5-11	本事業の実施に際し、集落協定等に位置付けられている交付金の使用方法を変更することは可能か。	20

番号	質問	頁
5-12	追加活動が実施できなかった場合は交付金返還に該当するのか。	20
5-13	集落協定等の参加者を要領第4の3の(1)で規定する農業者以外の1つとして扱うことは可能か。	20
5-14	本事業と中山間地域等直接支払交付金を区分して経理する必要があるのか。	21

特認要件 【要領第4の6】

特認要件に関する地方裁量に係るガイドライン 【要領別記6】

番号	質問	頁
5-15	対象活動組織は拡大面積や対象農用地面積の位置を図示する必要があるのか。	21
5-16	集落協定等関連対象活動組織が特認要件を適用する場合の算定例いかな。	21
5-17	特認要件の対象となった対象活動組織も、促進費の対象となるのか。	22

6 促進費対象活動等 【要綱別紙1の第4の4の(2)】

促進費対象活動等実施計画 【要領第4の7の(1)】

番号	質問	頁
6-1	平成20年度以降に、促進費を申請することは可能か。	22
6-2	基礎支援の要件をクリアしているかどうかの判定に当たって促進費対象活動(促進費対象活動等のうち高度な農地・水向上活動及び質の高い農村環境向上活動を指す。以下同じ。)を含めて判定してよいのか。	22
6-3	予定していた年度に促進費対象活動等を実施せず、別の年度に実施してもよいのか。また、その場合協定の変更は必要か。	22
6-4	前年度までに実施済みの活動であるが、促進費対象活動の要件に合致していることから、その活動を新たに促進費対象活動に位置付け、過年度に達成した点数として促進費対象活動等実施計画を策定又は変更し、促進費を申請することはできるか。	23
6-5	促進費を基礎支援対象活動の経費に支出してよいのか。	23
6-6	促進費対象活動等(自立的活動実施を除く)の実施に必要な経費が交付された促進費より多い場合は、基礎支援にかかる共同活動支援交付金から支出してよいのか。	23
6-7	対象活動組織は、促進費と基礎支援にかかる共同活動支援交付金を区分して経理する必要があるのか。	23

高度な農地・水向上活動、質の高い農村環境向上活動 【要領第4の7の(2)、(3)】

番号	質問	頁
6-8	高度な農地・水向上活動の具体的な活動内容いかな。	23
6-9	質の高い農村環境向上活動の具体的な活動内容いかな。	24
6-10	高度な農地・水向上活動及び質の高い農村環境向上活動については、同一年度に、複数の活動を促進費対象活動として実施し、その費用の合計で要件をクリアすることはできるのか。	24
6-11	同一年度に高度な農地・水向上活動の2つの活動項目で促進費対象活動を実施し、それぞれの活動項目で要件をクリアしている場合、40点(20点×2)としてよいのか。	24
6-12	同一年度に高度な農地・水向上活動の1つの活動項目で要件をクリアし、また、質の高い農村環境向上活動の1つの活動項目でも要件をクリアしている場合、40点(20点×2)としてよいのか。	24
6-13	要領第4の7の(2)のイ及び(3)のイにある「促進費対象活動に関する専門的な知見又は技能を有している者」とは、具体的にはどのような者か。	25
6-14	促進費対象活動の作業を、構成員以外の者に委託して行ってもよいのか。	25
6-15	要領第4の7の(2)のウ及び(3)のウに「対象活動組織の構成員自らが実施するものであること」とあるが、すべての構成員が参画する必要があるのか。	25

対象活動組織の特定非営利活動法人化 【要領第4の7の(4)】

番号	質問	頁
6-16	NPO法人化の手続きいかな。	25

番号	質問	頁
6-17	NPO法人化には、様々な経費が必要となるが、促進費を含む共同活動支援交付金から支出することは可能か。	26
6-18	NPO法人化後の運営費を共同活動支援交付金から支出することは可能か。	26

自立的活動実施 【要領第4の7の(5)】

番号	質問	頁
6-19	「自立的活動実施」について、自立的活動に移行後に、前年度までに受け取った共同活動支援交付金の残額を活動に使うことはできるのか。	26

促進費対象活動の費用の算出方法について 【要領別記7】

番号	質問	頁
6-20	申請時の促進費対象活動の費用算定上の留意点いかな。	26
6-21	換算労務費とは何か。	26
6-22	換算労務費の算出に使う労務単価は、いくらにすればよいのか。	27
6-23	促進費対象活動に参加した構成員に対する日当を支払うことはできるのか。	27
6-24	促進費対象活動等を実施しない年度に交付される促進費の取扱いいかな。	27

7 交付額 【要綱別紙1の第4の5】

基礎支援 【要綱別紙1の第4の5の(1)】

番号	質問	頁
7-1	基礎支援に係る共同活動支援交付金の具体的な算定例いかな。	27

地方公共団体の負担

番号	質問	頁
7-2	地方公共団体の負担に関する考え方いかな。	28
7-3	都道府県と市町村の負担割合(ガイドライン)いかな。	28

共同活動支援交付金の採択申請等 【要領第4の8の(1)、(2)、(3)】

番号	質問	頁
7-4	対象活動組織は毎年度採択申請する必要があるのか。	29
7-5	要領第4の8の(3)のウで、「協定又は規約のうち共同活動支援交付金の交付金額及び交付に係る要件に該当しない変更」とあるが、具体的にはどのような場合か。	29

8 事務の委託 【要綱別紙1の第4の6】

番号	質問	頁
8-1	要綱別紙1の第4の6に「原則として当該対象活動組織以外の者」とあるが、「原則」の考え方いかな。	29

9 実施状況の報告 【要綱別紙1の第4の7】

番号	質問	頁
9-1	実施状況報告書は何月何日から何月何日までの共同活動を記載するのか。	29
9-2	共同活動は4月から始まるため、平成20年度の共同活動を実施するための「点検活動」や「機能診断」及び共同作業計画等の「計画策定」を平成19年度中に実施した場合、平成20年度の実施状況報告書に記載(チェック)してもよいのか。	30
9-3	実施状況の報告に当たって、写真はどの程度添付すればよいのか。	30
9-4	点検及び機能診断の結果、実施しなかった活動項目については、実施状況報告書にはどのように記載すればよいのか。また、写真の添付はどうすればよいのか。	30
9-5	活動状況の写真がうまく撮影できなかった場合、その活動の実施は認められないのか。	

10 実施状況の確認 【要綱別紙1の第4の8】

番号	質 問	頁
10-1	実施状況の確認に当たって、要領第4の10の(1)に「必要に応じて、現地確認により行う」とあるが、具体的にどのような場合に現地確認を行う必要があるのか。	30
10-2	各活動項目は、どのような基準をもって実施されたと確認するのか。	30
10-3	活動指針の「計画」欄にチェックがされなかった活動項目について、実際に活動を実施した場合の要件確認の方法いかん。	31
10-4	農村環境向上活動において、活動は実施していても、計画した活動量(面積、延長等)をすべて実施していない場合の実施状況の確認に当たっての判定の考え方いかん。(例えば、計画では100mの植栽を考えていたが、実際は50mしかできなかった場合等)	31
10-5	促進費対象活動等の実施状況の確認の内容いかん。	31

11 共同活動支援交付金の返還 【要綱別紙1の第4の9】

基礎支援 【要領第4の11の(1)のア、ウ】

番号	質 問	頁
11-1	要領第4の11の(1)のアに、「協定農用地のうち農振農用地が転用等により減少した場合」とあるが、転用以外で協定農用地から除外することも含まれるのか。	32
11-2	要領第4の11の(1)のアに、「協定農用地のうち農振農用地が転用等により減少した場合」とあるが、農振白地が転用になった場合、交付金の返還が必要か。	32
11-3	要領第4の11の(1)のアに、「当該協定農用地のうち農振農用地部分に相当する交付金」とあるが、具体的にはどういうことか。	32
11-4	交付金返還の対象となった場合は、それ以降は、再度、共同活動支援交付金の対象とならないのか。	32
11-5	特認要件を適用している対象活動組織の場合、具体的に返還金額の算定はどうなるのか。	32
11-6	農地・水向上活動の誘導部分の実施割合を70%として協定を締結したが、実際には50%(地域協議会が定める地域活動要件と同じ)しか活動できなかった場合は、交付金の返還に該当するのか。	33

体制整備構想 【要領第4の11の(1)のイ】

番号	質 問	頁
11-7	要領第4の11の(1)のイに、「当該年度以降の共同活動支援交付金の交付は行わないこととする」とあるが、なぜ、このような措置となるのか。	33
11-8	営農活動支援交付金が交付されている対象活動組織において、体制整備構想(案)の策定、又は取りまとめがそれぞれ定められた時期までにできなかった場合の扱いいかん。	33

促進費 【要領第4の11の(1)のエ、オ】

番号	質 問	頁
11-9	促進費対象活動等の要件を満たさなかったため、促進費が返還となった場合に、促進費対象活動等に使用した基礎支援に係る共同活動支援交付金も返還の対象となるのか。	34
11-10	基礎支援にかかる交付金返還が必要となった場合には、促進費も返還の対象となるのか。	34

返還の免責事由 【要領第4の11の(2)】

番号	質 問	頁
11-11	自然災害その他やむを得ない理由が認められる場合は共同活動支援交付金の返還を免除することとなっているが、具体的にどのような理由か。	34

12 証拠書類の保管 【要綱別紙1の第4の10】

会計経理の適正化 【要領第4の12の(2)】

番号	質 問	頁
12-1	共同活動支援交付金の使途は限定されているのか。	35

番号	質問	頁
12-2	地域活動指針に位置付けられている活動ではあるが、協定締結時点では実施計画に位置付けていない活動について実施し、共同活動支援交付金をその経費に充当した場合、交付金返還に該当するのか。	35
12-3	協定に添付する「活動計画」の作成について、共同活動支援交付金を充ててもよいのか。	35
12-4	採択申請時に協定を作成するために必要な対象農用地面積等の面積の把握について、共同活動支援交付金を充ててもよいのか。	36
12-5	共同活動支援交付金を対象活動組織の構成員に配分してもよいのか。	36
12-6	対象活動組織において、共同活動支援交付金は銀行等の口座を設け管理する必要があるのか。	36
12-7	対象活動組織において、共同活動支援交付金は、営農活動支援交付金と別の口座で管理する必要があるのか。	36
12-8	対象活動組織において、国の共同活動支援交付金は、都道府県及び市町村から交付される交付金と区分して経理する必要があるのか。	36

共同活動支援交付金の清算 【要領第4の12の(3)】

番号	質問	頁
12-9	共同活動支援交付金は、年度を繰り越して使用することはできるのか。	37
12-10	平成23年度末に残額が生じたときは、当該残額を地域協議会に返還するとあるが、共同活動支援交付金の利息の取扱いかん。	37

抽出検査の実施 【要領第4の12の(4)】

番号	質問	頁
12-11	毎年度、どの程度の対象活動組織が検査の対象となるのか。	37
12-12	抽出検査は会計検査とは違うのか。	37
12-13	抽出検査は具体的に何を検査するのか。	37

13 農地・水・環境保全向上活動推進交付金 【要綱別紙3】

市町村推進事業 【要綱別紙3の第3の3】

番号	質問	頁
13-1	推進交付金の具体的な用途いかん。	38
13-2	要綱別紙3の第3の3の(3)の「その他推進事業の実施に必要な事項」とは具体的に何か。	38
13-3	推進交付金の執行可能日はいつからか。	38

14 その他

課税関係

番号	質問	頁
14-1	対象活動組織が活動に参加した構成員に対し、出役に応じ日当などを支払う場合、源泉徴収を行う必要があるのか	39
14-2	構成員が、対象活動組織から受け取った日当等を所得として申告する場合、どの所得に分類されるのか。	39

1 対象農用地 【要綱別紙1の第3】

一団の農用地 【要綱別紙1の第3】

(問1 - 1) 要綱別紙1の第3にある「一団の農用地」には、面積要件はないのか。

- 1 面積要件はない。

(問1 - 2) 農振白地や農振地域外の農用地を「一団の農用地」を構成する農用地として、協定に含めてもよいのか。

- 1 一団の農用地として一体的に共同活動を実施することが効果的である場合、協定に含め活動の対象としてもよい。ただし、農振農用地以外の農用地の面積は、共同活動支援交付金の算定の対象にはできない。

(問1 - 3) 問1 - 2の場合、共同活動支援交付金を協定に位置付けた農振白地等及びそれに関する施設において実施した共同活動に充当してもよいのか。

- 1 充当してよい。

(問1 - 4) 災害があり、復旧中の農用地は対象農用地とすることができるのか。

- 1 対象農用地とすることができる。

(問1 - 5) 問1 - 4の場合、復旧中の農用地における共同活動はどのように行うのか。

- 1 災害復旧中であっても、協定の対象となる資源に位置付けた農業用水路等、共同活動を実施することが可能な資源に対しては、共同活動を実施する必要がある。また、年度途中で復旧が完了し、活動を行うことが可能となった場合、復旧した農用地等において行うべき共同活動があれば、これを実施する必要がある。

(問1 - 6) 区画整理事業(ほ場整備)等により、通年施行を行っている農用地は対象農用地とすることができるのか。

- 1 対象農用地とすることができる。

(問1 - 7) 問1 - 6の場合、施工中の農用地における共同活動はどのように行うのか。

- 1 区画整理事業等の施工中であっても、協定の対象となる資源に位置付けた農業用水路等、共同活動を実施することが可能な資源に対しては、共同活動を実施する必要がある。また、年度途中で完了し、共同活動を実施することが可能となった場合、完了した農用地等において行うべき共同活動があれば、これを実施する必要がある。

(問1 - 8) ほ場整備事業実施中の地区において、換地が確定していない場合、対象農用地面積は一時利用地設定面積を基に算出してよいのか。

- 1 活動計画策定時の一時利用地設定面積を基に算出して構わない。

(問1 - 9) ほ場整備事業実施中において、対象農用地面積が変わった場合の対応いかん。

- 1 原則として、当該年度において対象農用地面積の増減に応じた交付金の清算(対象農用地面積が減少した場合、対象活動組織がその差額を地域協議会へ返還。対象農用地面積が増加した場合、地域協議会から対象活動組織に対し追加交付)を行う必要がある。
- 2 ただし、前年度以前に交付された交付金については、遡って清算する必要はない。
- 3 なお、対象農用地面積に増減が生じた場合には、速やかに協定の変更を行い、採択変更申請を行うものとする。

(問1 - 10) ほ場整備事業実施中において、対象農用地面積について一次利用地設定面積により交付金交付決定がなされ、当該年度において全額交付金が交付された後、換地が確定し、対象農用地面積に増減が生じた場合の対応いかん。

- 1 換地が確定し、対象農用地面積に増減が生じた場合には、速やかに協定の変更、採択変更申請及び交付金の清算を行うものとする。

(問1 - 11) 農振農用地への編入手続きをしている農用地の取扱いいかん。

- 1 編入手続きが了した時点で、対象農用地に追加することができる。
- 2 この際、編入が予定されている農用地が明らかな場合、あらかじめ協定農用地に位置付けておくことが必要である。

対象農用地の定義 【要領第4の1の(1)】

(問1 - 12) 対象農用地の地目の判断は何によるのか。

- 1 対象農用地の地目の判断は、要領第4の1の(1)の規定のほか、共同活動の実態を踏まえ、農地・農業用水路等の資源の状況、上下流の土地利用状況等を踏まえ、資源の現況から総合的に判断するものとする。

(問1 - 13) 水田においてブロックローテーション等で転作する場合、地目はどのように判断するのか。

- 1 対象農用地の地目の判断は、現地の農用地の状況を踏まえて判断することが必要であるが、要領第4の1の(1)の規定に基づき、たん水するための畦畔及びかんがい機能を有しており、今後も田としての使用が見込まれる場合は、一般的に「田」として地目を判断することが妥当である。
- 2 また、畑作物が作付けされ、例えば、水路の維持管理がなされず、かんがい機能がなくなっている場合は、「畑」に該当する。

対象農用地の面積の測定 【要領第4の1の(2)】

対象農用地等面積の測定について 【要領別記1】

(問1 - 14) 対象農用地面積の算定に当たって、どこまで法面を含めてもよいのか。

- 1 法面面積については、農用地の維持に必要なものまでを含め、現況から判断することを原則とする。(作物統計調査要領(農業振興地域整備計画管理状況調査・農林業センサス調査と同様))
- 2 また、法面面積については、斜面面積ではなく、水平面積をその面積とする。

(問1 - 15) 地籍図等があり、その台帳の合計面積を以て申請する場合、筆ごとの調書を提出する必要があるのか。

- 1 対象活動組織は参考資料として筆ごとの調書を準備するものとする。

(問1 - 16) 地籍図等がなく、図測により対象農用地面積を算定する場合、どのようにするのか。

- 1 図測により対象農用地面積を算定する場合、基本的にはプランメーターを使用し、求積を行うものとする。
- 2 この求積に当たっては、筆ごとに求積する必要はなく、例えば、水路・農道が含まれていないほ区単位で求積することでも問題はない。さらに、例えば、求積するブロックの中に水路・農道等が含まれていても、求積するブロック全体の面積から水路・農道等の面積を差し引きして算定することも可能である。

(問1 - 17) 要領別記1の3に「2により難しい場合」とあるが、具体的にはどのような場合か。

- 1 例えば、地域が本対策に取り組む意欲が高く、また、当該地域が本対策に取り組む必要性も高いものの、
地籍図等がない、又はあっても作成された時期が古く現状との差が大きく利用が困難、
1/2,500 程度以上(又は 1/5,000 程度以上)の縮尺の図面がない、又は、あっても作成時期が古く現状との差が大きく利用が困難、
実測に当たり多額の費用及び長期間を要する
などが想定される。

(問1 - 18) 採択申請時点において、概略面積で申請を行い、当該年度における最終の交付金申請時点までに精査することは可能か。

- 1 可能である。

遊休農地等の取扱い

(問1 - 19) 「遊休農地等」の用語の定義いかん。

- 1 活動指針及び本Q & Aにおいて、「遊休農地」とは、農地であって、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるものをいう。
- 2 また、現在は耕作されているものの、高齢化の進行等諸般の情勢から見て、今後遊休農地となるおそれがあるような農地は「遊休農地となるおそれのある農地」と称し、これらを併せて「遊休農地等」という(本 Q&A においては、いわゆる「耕作放棄地」及びそのおそれのある農地と同義として取り扱う。)。

(問1 - 20) 遊休農地等を協定に含めてもよいのか。

- 1 遊休農地等についても、協定に含め対象農用地とすることができる。

- 2 たゞし、その場合は、当該遊休農地等も含めて協定に位置付けた各活動(例えば基礎部分の「畦畔・農用地法面の草刈り」「遊休農地等の保全管理」)を履行する必要がある。

(問1 - 21) 今後、遊休農地となるおそれがあるような農地についても、一団の農用地を構成する農用地として、協定に含めてよいのか。

- 1 「遊休農地となるおそれがある農地」についても、「市町村基本構想」において「要活用農地」として区分された場合は、原則として、一団の農用地として協定に含めることが望ましい。

(問1 - 22) 協定を締結しようとする一団の農用地の区域内に蚕食状に遊休農地等が存在し、かつ、当該遊休農地等については、協定に位置付けた各活動が履行できない場合は、当該遊休農地等を除外して、協定を締結しなければならないのか。

- 1 遊休農地等については、農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する「市町村基本構想」で「要活用農地」及び「要活用農地以外」に区分されることとされており、原則として、協定を締結しようとする一団の農用地の区域内に「要活用農地」が存する場合は、当該遊休農地等についても、共同活動の一環として、協定に位置付けた各活動を履行することとした上で、一団の農用地に含めて協定を締結することが望ましい。

2 実施方針等 【要綱別紙1の第4の1】

活動指針 【要領別記2】

(問2 - 1) 基礎部分の「点検活動」は、どのような視点で行えばよいのか。

- 1 「点検活動」は毎年度の実践活動に関する「共同作業計画」を適切に策定するために実施するものである。
- 2 具体的には、実践活動は 毎年度実施すべき活動と 点検活動に基づき、必要に応じて実施する活動(下線の活動項目)に大別されるが、点検活動は の活動の当該年度の実施の必要性を判断するために実施するものである。

(問2 - 2) 基礎部分の各施設の草刈りの活動の説明文には「 やその周辺部」とあるが、具体的にその範囲はどのように考えればよいのか。

- 1 農用地や開水路等の草刈りの活動は、農用地内の作業性や施設の機能の確保に加えて、病虫害発生低減にも資するものであることから、当該施設はもちろんのこと、必要に応じてその周辺部も併せて実施することが適当な場合もある。
- 2 なお、どの程度の範囲まで取り組むかについては、地域の実情に応じて影響が想定される範囲を適切に判断し対応することが必要である。

(問2 - 3) 基礎部分の「草刈り」と誘導部分の農地・水向上活動の「きめ細やかな雑草対策」の違いをかん。

- 1 基礎部分の「草刈り」は、施設機能や病虫害発生低減の維持等のために除草を行う活動であり、その手段に制限は設けていない。他方、農地・水向上活動の「きめ細やかな雑草対策」は、除草剤(地上部のみを枯死させる特別なものを除く)に頼らず、刈り払い機によって草を刈ることや、法面等をカバープランツや抑草ネット等で被覆して抑草すること等であり、その手段を限定している。
- 2 なお、要件の判定に当たっては、両方の活動項目にチェックが入る場合もあり得る。

(問2 - 4) 基礎部分の「遊休農地発生防止のための保全管理」では、耕作放棄地を農地へ戻す場合、5年間かけて実施してよいのか。または、1年目に耕作可能な状態にしなければならないのか。(P)

- 1 「遊休農地発生防止のための保全管理」は、協定期間中に遊休農地が新たに発生しないよう、毎年度、耕作可能な状態にする必要がある。
- 2 なお、既に遊休農地となっている農用地を協定に位置付ける際、その面積が広いなど単年度ですべて耕作可能な状態にすることが難しい場合、対策期間内ですべて実施できるよう計画的な活動を実施することも可能である。

(問2 - 5) 基礎部分の「遊休農地発生防止のための保全管理」で、耕作可能な状態とは、具体的にどのような状態か。

- 1 耕作可能な状態とは、周辺農地に病虫害の影響が及ばない状態で、かつ、耕作者が通常所有している農業機械で耕起等を行えば営農を開始できる程度の状態を指す。

(問2 - 6) 農地・水向上活動の「機能診断」は、どのような視点で行えばよいのか。

- 1 「機能診断」は毎年度の実践活動に関する「年度活動計画」を適切に策定するために実施するものである。

- 2 具体的には、実践活動に位置付けられた活動項目は 毎年度実施する必要がある活動と機能診断結果に基づき、必要に応じて実施する活動(下線の活動項目)に大別されるが、機能診断は の活動の当該年度の実施の必要性を判断する視点から行うものである。

(問2 - 7) 機能診断の結果判明した劣化箇所等は、すべて対象活動組織で対応しなければならないのか。特に、抜本的対策を必要とするものや多大な経費を必要とするものはどうするのか。

- 1 対象活動組織は、機能診断を行い、劣化した箇所等を特定することとなるが、その中で対象活動組織の技術力、交付された交付金額を超えるような対策については、対象活動組織が実施する必要はない。
- 2 しかしながら、問に示すような対策を講じる必要が生じた場合は、機能診断を実施した対象活動組織がその結果をきちんと市町村等の行政機関に伝えるなどして、地域全体として施設の長寿命化が実現できるように努めることが必要である。

(問2 - 8) 農地・水向上活動の「実践活動」の各活動項目の説明で例示されている対策手法以外の方法で実施しても構わないのか。

- 1 各活動項目の目的・趣旨に合致するものであれば構わない。

(問2 - 9) 農村環境向上活動の「啓発・普及」と「実践活動」の各活動項目の説明で例示されていない活動を実施しても構わないのか。

- 1 各活動項目の趣旨・目的に合致するものであれば構わない。

(問2 - 10) 活動指針における農村公園、公民館等の農村コミュニティ施設の保全管理活動の取り扱いいかん。

- 1 活動指針に位置付ける「活動項目」としては、農村公園、公民館等の清掃活動そのものは対象外である。
- 2 ただし、例えば、農用地、開水路、農道等と一体となって農村景観を構成しており、かつ、これらの資源に対する活動と一体となって行うことが適切と判断される場合は本対策の対象となり得る。
- 3 また、活動項目の 1 つである「畦畔・農用地法面等の草刈り」等の一環として、作物に対する病虫害発生の影響を考慮して、農用地周辺の農村公園等の共同活動を行うことも可能である。

(問2 - 11) 活動指針における林地、里山の保全管理活動の取り扱いいかん。

- 1 活動指針に位置付ける「活動項目」としては、林地、里山の保全管理そのものを目的とした活動は対象外である。
- 2 ただし、例えば、国の活動指針の活動項目である「生物の生活史を考慮した適正管理」の一環として、生物の保全のために生物の移動範囲を考慮して、林地等の共同活動を行うことは可能である。
- 3 また、活動項目の1つである「水路の草刈り」等の一環として、作物に対する病虫害発生の影響を考慮して、水路周辺の林地等の共同活動を行うことも可能である。

(問2 - 12) 農業を起源とした伝統行事に共同活動支援交付金を充当してもよいのか。

- 1 共同活動支援交付金の使途の対象とはならない。

地域活動指針に基づき定める要件の策定に係るガイドライン 【要領別記4】

(問2 - 13) 対象活動組織は活用する「活動指針チェック表」をどのような考え方で選択すればよいのか。

- 1 以下のとおりとする。
 - (1) 基礎部分と誘導部分の農地・水向上活動
 - (ア) 田が主体の場合(協定農用地面積に占める田の割合が70%以上)は、「田」を適用
 - (イ) 畑が主体の場合(協定農用地面積に占める畑の割合が70%以上)は、「畑」を適用
 - (ウ) (ア)又は(イ)以外で、田と畑の区域が明確に異なる場合は、「田」と「畑」ごとにそれぞれ適用

*「区域が明確に異なる場合」とは、田が河川沿いの平場に存在し、畑が高台に存在する等田と畑のエリアが明確に分かれており、かつ、開水路、ため池、農道等の施設が田掛かりと畑掛かりに明確に区分される場合をいう。

 - (エ) (ア)又は(イ)以外で、田と畑の区域が混在している場合は、「田畑合併」を適用
 - (2) 誘導部分の農村環境向上活動
 - (ア) 田が主体の場合は、「田」を適用
 - (イ) 畑が主体の場合は、「畑」を適用
 - (ウ) (ア)又は(イ)以外の場合は「田畑合併」を適用
- 2 なお、草地の活動指針を別途作成した地域協議会管内の対象活動組織においては、基本的に(1)の「畑」を「草地」に読み替えて対応することとするが、田と畑と草地が混在する対象活動組織は地域協議会と相談するものとする。

(問2 - 14) 要件の1つとして「従来地域で行われていなかった新たな実践活動が一つ以上含まれていること」とあるが、新たな活動とは、採択年度の前年度に当該地域で行われていた活動との比較で判断していいのか。また、平成18年度実験事業地区も同様か。

- 1 そのとおりである。
- 2 ただし、平成18年度実験事業地区の場合は、平成17年度に当該地域で行われていた活動との比較で判断するものとする。

(問2 - 15) 基礎部分に位置付けられている活動項目については、協定書に定めたすべての農用地、開水路、パイプライン、ため池、農道を対象に行わなければならないのか。

- 1 そのとおりである。
- 2 ただし、「点検結果に基づいて実施の必要性を判断し、必要に応じて実施する活動(下線の実践活動)」はこの限りではない。

(問2 - 16) 水路、ため池等に泥が溜まりにくい地域においても、基礎部分の「水路の泥上げ」や「ため池の泥上げ」に関する点検活動は実施する必要があるのか。

- 1 実施する必要がある。
- 2 ただし、点検の結果、当該年度は泥上げを実施する必要がないと判断した場合は、実際泥上げを実施しなくても、実施状況の確認に当たっては実施したものと判断する。

(問2 - 17) 遊休農地等の発生が見込まれない場合においても、基礎部分の「遊休農地等の発生状況の把握」や「遊休農地発生防止のための保全管理」は、「地域活動指針チェック表」の「対象となる活動」に該当するのか。

- 1 該当する。
- 2 このため、遊休農地等の発生が明らかに見込まれない地区においても、活動計画に位置付ける必要がある。
- 3 なお、活動計画に位置付けた上で、点検(遊休農地等の発生状況の把握)の結果、遊休農地や遊休農地となるおそれのある農地が発生していないことが確認された場合は、「遊休農地発生防止のための保全管理」を実施しなくても、実施状況の確認に当たっては実施したものと判断する。

(問2 - 18) 基礎部分及び誘導部分の農地・水向上活動について、個々の活動の対象となる施設(例えば、開水路、パイプライン、ため池、暗きょ施設、防風ネット、遮光施設等)が地域には存在しない場合においても、「地域活動指針チェック表」の「対象となる活動」に該当するのか。

- 1 該当しない。
- 2 ただし、防風ネットや鳥獣害防護柵等を共同活動により新たに設置する場合は、この限りではない。

(問2 - 19) 基礎部分及び誘導部分の農地・水向上活動の中の実践活動のうち、活動の対象となる施設は存在するものの、施設の構造上、実施不可能な活動についても、「地域活動指針チェック表」の「対象となる活動」に該当するのか(例えば、水路法面がコンクリート等で覆われている場合の「水路の草刈り」、暗きょ施設の構造上清掃が困難な場合の「暗きょ施設の清掃」等)。

- 1 該当しない。

(問2 - 20) 農地・水向上活動の中の「実践活動」のうち、活動の対象となる施設は存在するものの、立地条件や気象条件により活動を行う必要がない活動についても、「地域活動指針チェック表」の「対象となる活動」に該当するのか(例えば、平場地域での「農用地法面の初期補修」等)。

- 1 該当する。
- 2 なお、活動計画に位置付けたが、当該年度に実施する必要がなかった場合、活動組織は、その理由を実施状況報告書に記入することにより明確にし、実施状況の確認に当たっては、その理由が正当と判断される場合は、実施したものと判断する。

(問2 - 21) 農地・水向上活動について、地域に賦存する農用地、開水路、パイプライン、ため池、農道が整備されたばかりで、「機能診断」や機能診断結果に基づく「実践活動」を実施する必要が低い場合においても、これらの活動項目は「地域活動指針チェック表」の「対象となる活動」に該当するのか。

- 1 該当する。
- 2 このため、整備後間もない地区においても、「機能診断」や、「機能診断結果に基づき実施の必要性を判断し、必要に応じて実施する実践活動(下線の活動)」も、可能な限り活動計画に位置付けることとする。

- 3 なお、このような活動は、活動計画に位置付けられた上で、機能診断の結果、当該年度は実施する必要がないと判断される場合は、未実施であっても実施状況の確認に当たっては実施したものと判断する。

(問2 - 22) 例えば、農地・水向上活動の「きめ細やかな雑草対策」を実施した場合には、基礎部分の「水路の草刈り」にもチェックが入ると想定されるが、このような場合には、1つの活動の実施によって、基礎部分と誘導部分の2つの活動項目にチェックが入ることとなるのか。

- 1 そのとおりである。

(問2 - 23) 誘導部分の農地・水向上活動の実践活動に位置付けられている活動項目のうち、毎年度取り組む必要がない活動項目の実施状況の確認に当たっての判定の考え方がいかに。

- 1 実践活動の活動項目のうち毎年度取り組む必要がないと考えられる活動は、以下の3つに区分され、各々の考え方は以下のとおりとする。

【機能診断結果を踏まえて必要に応じて実施する実践活動(活動指針の下線の活動項目)】

具体例:「水路側壁のはらみ修正」、「目地詰め」等

活動計画に位置付けた上で、機能診断の結果、当該年度は実施する必要がないと判断される場合は、未実施であっても活動実施の判定上は実施したものと判断する。

【気象条件等に左右される実践活動】

具体例:「異常気象等後の見回り」、「異常気象等後の応急措置」等

活動計画に位置付けたが、当該年度に洪水が発生しなかった等の理由により実施する必要がなかった場合は、実施する必要がなかった理由を明確にし、その理由が正当と判断される場合は、実施済の扱いとする。

【上記以外】

実施しなかった場合は未実施となる。

(問2 - 24) 機能診断の結果、ある特定の活動項目の活動量が非常に多いことが判明した場合の取り扱いがいかん(例えば、機能診断の結果、目地詰めを行う必要がある箇所が100カ所に上ることが判明した場合等)。すべて当該年度に実施しないと実施したことにならないのか。

- 1 機能診断の結果、発見された劣化箇所等については、当該年度にすべて実施する必要はないが、対策期間内にできるだけすべて対応できるように計画的に実施していくことが必要であるただし、活動組織の技術力を越える箇所への対応や、交付された交付金額を超えて対応する必要はない。
- 2 なお、別途の事業での対応が予定されている場合は、この限りではない。

(問2 - 25) 誘導部分の農村環境向上活動の要件は、「全体として四以上の活動項目を実施」とあるが、選択したテーマに該当する活動のみで4以上の活動項目を実施する必要があるのか。

- 1 4項目以上実施されているか否かの判定においては、選択したテーマ以外の活動が含まれていても構わない。ただし、基本的には、選択したテーマに該当する活動のみで4項目以上の要件を達成することが望ましい。
- 2 また、選択したテーマ以外の活動を実施する場合、「計画策定」のみで要件を達成することは望ましくない。

(問2 - 26) 誘導部分の農村環境向上活動において、学校教育の一環として小学生と一緒に農業用水路の生物調査を行う場合、『啓発・普及』の活動項目の「学校教育等との連携」と『実践活動』の活動項目の「生物の生息状況の把握」の両者ともにチェックが入ることとなるのか。

- 1 そのとおりである。

3 対象活動組織 【要綱別紙1の第4の2】

多様な主体の参画要件 【要領第4の3の(1)】

(問3 - 1) 対象活動組織の構成員に関する基本的考え方いかん。

- 1 食料・農業・農村基本計画において、農地・農業用水等の資源は、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全管理が困難となっており、このような状況に対応するため、地域の農業者だけでなく、地域住民や都市住民も含めた多様な主体の参画を得て、これらの資源の適切な保全管理を行うとされている。
- 2 本対策では、この考え方を反映させた制度とするため、資源の新たな保全管理の体制づくりとして対象活動組織を形成し、多様な主体の参画を得るための要件(農業者以外の参画)を設定しているものである。
- 3 一方、対象活動組織が共同活動の対象とする資源については、従来から地域の慣習として保全管理を行っている水路や農道が中心となるが、本対策により地域で合意して活動範囲及び活動内容を決定する必要があることから、活動の対象とする農用地・施設等に権原を有する者は、対象活動組織の構成員となること(農業者の参画)が基本となる。

(問3 - 2) 要領第4の3の(1)で定める要件は具体的にどういうことか。

- 1 対象活動組織には、農業者のほか、農業者以外又は農業者以外の団体が構成員となることを交付金交付の要件としているものである。

規約 【要領第4の3の(2)】

(問3 - 3) 対象活動組織の規約は参考様式に示す内容と一致しなければならないのか。

- 1 参考様式は、規約を作成する際に参考とするものであることから、規約が参考様式の内容とすべて一致しなければならないのではなく、変更は可能である。
- 2 しかしながら、参考様式に示す項目や内容については、対象活動組織が協定で定めた活動を実施する体制を構築する上で必要なものであると考えられることから、規約には、これらを踏まえて適切なものが作成される必要がある。

(問3 - 4) 規約に添付する構成員一覧表(添付様式5)には、個人で参画する農業者や農業者以外をすべて列記する必要があるのか。

- 1 対象活動組織に参画するすべての個人及びすべての団体を列記するものとする。
- 2 なお、団体として参加している農家以外の個人については省略してもよい。

(問3 - 5) 規約に添付する構成員一覧表(添付様式5)には、法人格を持たない耕作者グループであって、活動実績のある営農集団でも団体として記載してもよいのか。

- 1 法人格を持たない農業者の団体については、個々の農業者を個人の構成員とすることが基本である。ただし、任意団体の場合であっても、その任意団体の規約等において任意団体の構成員が明確となっている場合は、当該任意団体を対象活動組織の規約の構成員として記入することが可能である。
- 2 上記の場合には、対象活動組織が地域協議会へ提出する採択申請において、構成員が明確となっていることがわかるものを添付する必要がある。
- 3 また、営農活動支援交付金の交付を受ける対象活動組織にあっては、すべての農業者の個人名を記入する必要がある。

体制整備構想 【要領第4の3の(3)】

(問3 - 6) 体制整備構想を策定する意義・必要性いかに。

- 1 対象活動組織の構成員が農地・農業用水等の資源及びこれら資源により形成されている農村環境の適切な保全管理と質的向上の在り方を話し合うこと等を通じ、活動の体制が強化されることを念頭に置いている。

(問3 - 7) 体制整備構想の参考様式第6号添付様式6に記載された内容のすべてを記述する必要があるのか。

- 1 体制整備構想が参考様式第6号添付様式6の内容とすべて一致しなければならないのではなく、変更は可能である。
- 2 しかしながら、参考様式第6号添付様式6に示す事項については、対象活動組織の体制を強化する上で必要なものであると考えられることから、対象活動組織が策定する体制整備構想については、少なくとも参考様式第6号添付様式6に示される事項がすべて含まれている必要がある。

(問3 - 8) 参考様式第6号添付様式6に構成員の年齢構成を確認するよう示されているが、個人の年齢を調査することが必要なのか。

- 1 精緻な年齢構成の調査を想定しているものではなく、概ねの年齢構成が分かるものであれば構わない。

(問3 - 9) 「将来展望を実現するために取り組む具体的方策」等の事項は、何年後を想定して記載するのか。

- 1 「共同活動の将来像」のうちの「将来展望」、「地域農業の担い手の育成・確保」のうちの「目標」及び「将来展望を実現するための具体的方策」については、いずれも体制整備構想(案)の策定時点から概ね10年後を想定して記載することとする。

(問3 - 10) 体制整備構想(案)を協定締結年次から起算して第3年度末以前に策定してもよいのか(例えば、1年度目や2年度目に策定してもよいのか)。

- 1 対象活動組織が主体的に判断して前倒しで策定することは構わない。

(問3 - 11) 体制整備構想を協定締結年次から起算して第5年度末以前に取りまとめてもよいのか(例えば、3年度目や4年度目に取りまとめてもよいのか。)。

- 1 対象活動組織が主体的に判断して前倒しで策定することは構わない。

(問3 - 12) 体制整備構想(案)を策定することなく協定締結年次から起算して第3年度末までに成案を取りまとめてもよいのか。

- 1 対象活動組織が主体的に判断して前倒しで策定することは構わない。

(問3 - 13) 例えば、3年度目や4年度目に体制整備構想を取りまとめる場合、事業実施期間中に見直すことは可能か。

- 1 構わない。ただし、地域協議会長に対して変更承認申請を行う必要がある。

(問3 - 14) 体制整備構想の策定等に要する経費については共同活動支援交付金から充当してよいのか。

- 1 必要経費については共同活動支援交付金から充当しても構わない。

(問3 - 15) 体制整備構想の策定に係る業務を委託することは可能か。

- 1 可能である。

(問3 - 16) 体制整備構想に記載した内容は確実に履行しなければならないのか。

- 1 「共同活動の将来像」のうちの「将来展望」、「地域農業の担い手の育成・確保」のうちの「目標」及び「将来展望を実現するために取り組む具体的方策」については履行を支援の要件とするものではない。
- 2 地域で掲げたこれらの展望・目標等について、対象活動組織の構成員が共通理解と役割分担の下、協力・連携しつつ努力を重ねていくことが重要である。

4 協定 【要綱別紙1の第4の3】

協定の内容等 【要領第4の4の(1)】

(問4 - 1) 協定期間について、原則5年以上としているのはなぜか。

- 1 本対策の期間は5年としており、活動の定着には一定の期間が必要であることから、対策の期間を目途として、5年以上と設定したものである。

(問4 - 2) 例えば、平成19年6月1日に協定を締結した対象活動組織の場合、協定期間の終了日は、平成24年5月31日以降である必要はあるのか。

- 1 採択初年度については、事務手続に一定の期間が必要であり、協定締結が必ずしも4月1日とならないことも想定されることから、このような対象活動組織については、協定締結日から5年後の3月31日までの期間を協定期間とすることも可能である。

(問4 - 3) 対象活動組織の対象とする農用地や施設が2つの市町村に跨る場合、協定はどのように締結するのか。

- 1 協定書を1つとし関係する市町村と同時に締結する手法、協定書を分割する手法等が考えられることから、関係市町村に相談されたい。

(問4 - 4) 協定の締結者は必ず市町村の首長とするのか。

- 1 協定の締結者は市町村の首長が望ましいが、市町村における行政上の役割を踏まえ、実質的に市町村を代表できる者であれば構わない。

(問4 - 5) 要領第4の4の(1)の工に「対象活動組織が実施する共同活動に対して支援又は指導を行う場合等に、具体的な行為等を記載する。」とあるが、具体的な行為等とは何か。

- 1 例えば、
「町は、農道への砂利の補充を行う。」
「町は、対象活動組織が実施する水路の植栽等の景観形成活動に対して、花の提供を行う。」
という内容が想定される。

(問4 - 6) 活動計画の「(参考)共同活動支援交付金の支出計画」は協定期間を5年とする場合、5年間全体の支出計画とするのか。

- 1 共同活動については、付帯説明資料の支援交付金使途表を作成することとしており、単年度分の作成とする。

協定の変更 【要領第4の4の(2)】

(問4 - 7) 協定の変更が必要となる具体的内容はどのようなものか。

- 1 協定において重要な事項として、要領第4の4の(2)のア～ウに示す「協定の対象となる資源」、「実施計画」、「その他市町村長が定める事項」が変更になる場合については、対象活動組織と市町村双方で協議を行い変更するものとする。

(問4 - 8) 協定の変更協議が必要ない場合、届け出が必要とあるが、具体的にはどのような場合か。

- 1 要領第4の4の(2)のア～ウ以外の変更については、対象活動組織から市町村に変更内容の届け出を行えばよいものとする。

5 対象活動等 【要綱別紙1の第4の4の(1)】

集落協定等関連対象活動組織における追加の要件 【要領第4の5】

(問5 - 1) 同一地域で本事業と中山間地域等直接支払交付金の両方の支援を受けることは可能か。

- 1 可能である。
- 2 ただし、要件として行う行為の一部に重複があることから同一地域で両方の支援を受けるためには追加要件を満たすことが必要である。

(問5 - 2) 集落協定等の「等」とは何か。

- 1 農業生産活動等として取り組むべき事項を規定している個別協定を指す。

(問5 - 3) 追加要件が必要となるのは、2つの事業の協定農用地が重なる場合か。それとも、交付金の算定の対象となる農用地が重なる場合か。

1 2つの事業の協定農用地が重なる場合である。

(問5 - 4) 追加項目数の具体的な算定例いかな。

1 以下の算定例のとおり。

(算定例)

- ・本事業の協定農用地が 50ha
 - ・協定農用地に含まれる A 集落協定の対象となる農用地が 25ha
 - ・ A 集落協定に位置付けられる施設は、農用地、水路、農道の3種類
 - ・ A 集落協定が「自然生態系の保全に関する学校教育等との連携」以外を選択することにより体制整備単価の適用を受ける集落協定
- とした場合、

$$\{3(\text{種類}) + 2\} \times 25 / 50 = 2.5 \quad 3(\text{端数切り上げ})$$

追加活動は3

(問5 - 5) 本事業の協定農用地の中に複数の集落協定等の対象となる農用地が含まれている場合の追加要件の考え方いかな。

1 それぞれの集落協定等について算定された追加項目数を加算して得た値を用いる。

(算定例)

- ・本事業の協定農用地が 50ha
 - ・協定農用地に含まれる A 集落協定の対象となる農用地が 10ha
 - ・協定農用地に含まれる B 集落協定の対象となる農用地が 15ha
 - ・協定農用地に含まれる C 集落協定の対象となる農用地が 5ha
 - ・ A 集落協定に位置付けられる施設は、農用地、水路、農道の3種類
 - ・ B 集落協定に位置付けられる施設は、農用地、水路、ため池、農道の4種類
 - ・ C 集落協定に位置付けられる施設は、農用地、農道の2種類
 - ・ A 集落協定が「自然生態系の保全に関する学校教育等との連携」以外を選択することにより体制整備単価の適用を受ける集落協定
 - ・ B 集落協定が「自然生態系の保全に関する学校教育等との連携」を選択することにより体制整備単価の適用を受ける集落協定
 - ・ C 集落協定が基礎単価協定
- とした場合、

A 集落協定に関し追加項目数は、 $(3 + 2) \times 10 / 50 = 1.0$

B 集落協定に関し追加項目数は、 $(4 + 3) \times 15 / 50 = 2.1$

C 集落協定に関し追加項目数は、 $(2 + 1) \times 5 / 50 = 0.3$

よって、 $(1.0 + 2.1 + 0.3) = 3.4$ 4(端数切り上げ) 追加項目数は4

(問5 - 6) 追加活動は、農地・水向上活動の活動項目から選択されるべきか、それとも農村環境向上活動から選択されるべきか(優先順位はあるのか。)。

- 1 優先順位はない。
- 2 農地・水向上活動の実践活動並びに農村環境向上活動の啓発・普及及び実践活動の中から、自由に選択できるものとする。

(問5 - 7) 追加活動が4項目と算定され、農地・水向上活動の実践活動から3項目、農村環境向上活動の実践活動から1項目、それぞれ追加実施するよう計画したが、実際には農地・水向上活動の実践活動で1項目しか追加実施できず、代わりに農村環境向上活動の実践活動で3項目実施した場合でも、追加の要件が満たされていると判断してよいのか。

- 1 判断してよい。

(問5 - 8) 地域に集落協定等に位置付けられている農用地が存在する場合、この農用地を除外して本事業の協定農用地を設定してもよいのか。

- 1 本事業の実施区域については、共同活動の範囲等を勘案し適切に地区設定を行う必要がある。

(問5 - 9) 集落協定等に位置付けられている活動を本事業の要件クリアの活動として位置付けることは可能か。

- 1 地域活動指針の活動項目と同等の内容のものは、本事業の活動として位置付けて構わない。

(問5 - 10) 本事業の実施に際し、集落協定等に位置付けられている活動の内容を変更することは可能か。

- 1 集落協定等については平成17年度に締結されており、協定に基づき5年間継続して行う農業生産活動等が定められている。
- 2 従って、中山間地域等直接支払交付金の事業の趣旨に照らし、問のような変更が適切かどうかを確認する必要がある。

(問5 - 11) 本事業の実施に際し、集落協定等に位置付けられている交付金の使用方法を変更することは可能か。

- 1 農用地・水路・農道の保全管理活動への支援については、制度の趣旨に鑑み、本事業による支援を基本とすることが適切と考えられる。
- 2 従って、中山間地域等直接支払交付金によって現にこれらの行為に対して支援が充てられている場合は、営農体制の整備、多面的機能の増進活動の体制整備、生産基盤の整備の促進に資するよう交付金の使用方法の変更を行っても構わない。
- 3 ただし、中山間地域等直接支払交付金は交付金の1 / 2を共同取組活動に充てるよう指導しているところであり、この趣旨と整合するよう留意するものとする。

(問5 - 12) 追加活動が実施できなかった場合は交付金返還に該当するのか。

- 1 該当する。

(問5 - 13) 集落協定等の参加者を要領第4の3の(1)で規定する農業者以外の1つとして扱うことは可能か。

- 1 集落協定等の参加者を農業者以外の1つとして扱うことはできない。
- 2 なお、集落協定等の参加者については、個人で参画する農業者の一員として本対策の構成員に位置付けることが適切である。

(問5 - 14) 本事業と中山間地域等直接支払交付金を区分して経理する必要があるのか。

- 1 区分して経理する必要がある。

特認要件 【要領第4の6】

特認要件に関する地方裁量に係るガイドライン 【要領別記6】

(問5 - 15) 対象活動組織は拡大面積や対象農用地面積の位置を図示する必要があるのか。

1 必要ない。

(問5 - 16) 集落協定等関連対象活動組織が特認要件を適用する場合の算定例いかな。

1 下記を参考にするものとする。

(算定例)

地域活動指針に基づき定める要件

- ・農地・水向上活動の実践活動の実施率50%
- ・農村環境向上活動において実施する活動項目数4個
- ・地域活動指針における農地・水向上活動の実践活動の活動項目数34個

追加要件

- ・追加実施する活動項目数3個

とした場合、

地域活動指針に基づき定める要件として、農地・水向上活動の実践活動を17個、農村環境向上活動を4個実施する必要がある。

これに、地域の実情を勘案し、追加の要件として農地・水向上活動の実践活動に2個の活動を加え、農村環境向上活動に1個の活動を追加することとする。

この結果、当該対象活動組織における地域活動指針に基づき定める要件は、農地・水向上活動の実践活動の実施率が55%(活動項目数で19個)、農村環境向上活動において実施する活動項目数が5個にそれぞれ置き換えられることとなる。

当該対象活動組織は、55%と5個を基準として地域協議会が作成したマトリックスを適用することとなる。

(問5 - 17) 特認要件の対象となった対象活動組織も、促進費の対象となるのか。

1 特認要件は、基礎支援の交付に関する要件で、一定以上の活動の実施に対するものであるが、促進費は、個々の活動項目の質を向上させる取組や対象活動組織の体制をより確固たるものにするための取組を支援するものであり、基礎支援と支援の対象となる着目点が異なることから、特認要件により基礎支援の要件が適用された対象活動組織も促進費の対象となる。

6 促進費対象活動等 【要綱別紙1の第4の4の(2)】

促進費対象活動等実施計画 【要領第4の7の(1)】

(問6 - 1) 平成20年度以降に、促進費を申請することは可能か。

- 1 平成20年度以降に促進費対象活動等実施計画を作成し、申請することは可能である。
- 2 ただし、平成20年度以降に申請する際には、前年度までの交付額は交付されない。また、実施計画及び交付金交付額が変わるため、協定の変更及び共同活動支援交付金の採択申請の変更の手続きを行う必要がある。

(問6 - 2) 基礎支援の要件をクリアしているかどうかの判定に当たって促進費対象活動(促進費対象活動等のうち高度な農地・水向上活動及び質の高い農村環境向上活動を指す。以下同じ。)を含めて判定してよいのか。

- 1 促進費対象活動を含めて判定してよい。

(問6 - 3) 予定していた年度に促進費対象活動等を実施せず、別の年度に実施してもよいのか。また、その場合協定の変更は必要か。

- 1 やむを得ない事情により、予定していた年度に促進費対象活動等を実施できない場合には、別の年度に実施してもよい。
なお、別の年度に実施し、他の促進費対象活動と重複して実施することとなった場合には、点数が加算されないことがあるので注意すること(例えば、要件をクリアする高度な農地・水向上活動を重複して実施しても、40点にはならず、20点である)。
- 2 この場合、活動内容の変更がなく、促進費の交付額にも変更がなければ、協定の変更はしなくてもよい。

(問6 - 4) 前年度までに実施済みの活動であるが、促進費対象活動の要件に合致していることから、その活動を新たに促進費対象活動に位置付け、過年度に達成した点数として促進費対象活動等実施計画を策定又は変更し、促進費を申請することはできるか。

- 1 前年度までに実施済みの活動を促進費対象活動に位置づけることはできない。

(問6 - 5) 促進費を基礎支援対象活動の経費に支出してよいか。

- 1 基礎支援対象活動の実施に必要な経費に充当してよい。

(問6 - 6) 促進費対象活動等(自立的活動実施を除く)の実施に必要な経費が交付された促進費より多い場合は、基礎支援にかかる共同活動支援交付金から支出してよいのか。

- 1 基礎支援に係る共同活動支援交付金を促進費対象活動等の実施に必要な経費に充当してよい。

(問6 - 7) 対象活動組織は、促進費と基礎支援にかかる共同活動支援交付金を区分して経理する必要があるのか。

- 1 区分して経理する必要はない。
- 2 ただし、実施状況の報告では、促進費対象活動への支出額を支出項目ごとに報告書に記載する必要がある。

高度な農地・水向上活動、質の高い農村環境向上活動 【要領第4の7の(2)、(3)】

(問6 - 8) 高度な農地・水向上活動の具体的な活動内容いかん。

- 1 【農地・農業用水等の資源の部分的補修を行う活動】

地域活動指針の農地・水向上活動の実践活動に位置付けられる活動のうち、協定の対象となる施設の破損箇所、老朽箇所や障害が発生した箇所の部分的な自主施工による補修・改修の活動を対象とする。施設の見回り、通水試験、施設の操作、暗きよの清掃や雑草対策等の活動は対象とならない。

- 2 【農地・農業用水等の資源の保全及び質的向上を図る活動の効率化につながる活動】

地域活動指針の農地・水向上活動の実践活動に位置付けられる活動のうち、上記1に該当する活動以外の活動であって、自主施工による共同活動の労力の軽減に資する活動で、例えば、将来の泥上げ労力の軽減に資する土砂流出防止施設の設置や、草刈り労力の軽減に資するグランドカバープランツの植栽などの活動を対象とする。

(問6 - 9) 質の高い農村環境向上活動の具体的な活動内容いかん。

- 1 地域活動指針の農村環境向上活動の実践活動に位置付けられる活動のうち、自主施工により取り組む農村環境の保全及び質的向上のための施設の設置、改修又は補修の活動を対象とする。生物・水質等のモニタリング調査、施設の操作等の活動は対象とならない。

(問6 - 10) 高度な農地・水向上活動及び質の高い農村環境向上活動については、同一年度に、複数の活動を促進費対象活動として実施し、その費用の合計で要件をクリアすることはできるのか。

- 1 複数の促進費対象活動として実施し、その費用の合計で要件をクリアすることはできる。
- 2 ただし、高度な農地・水向上活動と質の高い農村環境向上活動を跨いでの合計は認められない。なお、それぞれの活動項目で専門家等の指導・助言を受けて取り組む必要がある。

(問6 - 11) 同一年度に高度な農地・水向上活動の2つの活動項目で促進費対象活動を実施し、それぞれの活動項目で要件をクリアしている場合、40点(20点×2)としてよいのか。

- 1 40点にはならない。20点である。高度な農地・水向上活動及び質の高い農村環境向上活動については、年度ごとの点数はそれぞれ20点のみである。

(問6 - 12) 同一年度に高度な農地・水向上活動の1つの活動項目で要件をクリアし、また、質の高い農村環境向上活動の1つの活動項目でも要件をクリアしている場合、40点(20点×2)としてよいのか。

- 1 40点としてよい。高度な農地・水向上活動と質の高い農村環境向上活動は、それぞれで点数化する。

(問6 - 13) 要領第4の7の(2)のイ及び(3)のイにある「促進費対象活動に関する専門的な知見又は技能を有している者」とは、具体的にはどのような者か。

- 1 以下に掲げるような資格や経験を持つ者である。
土木施工管理技士、重機オペレーター、環境省の認定を受けた環境カウンセラー、学校の理科教諭、県の環境相談員、ビオトープ計画管理士、ビオトープ施工管理士、類似の工事に従事した経験がある者、地域で環境保全活動を行っている者、技術士、農業土木管理士など

(問6 - 14) 促進費対象活動の作業を、構成員以外の者に委託して行ってもよいのか。

- 1 促進費対象活動は自主施工で行うことが要件となっており、対象活動組織の構成員が自ら作業を実施する必要がある。

(問6 - 15) 要領第4の7の(2)のウ及び(3)のウに「対象活動組織の構成員自らが実施するものであること」とあるが、すべての構成員が参画する必要があるのか。

- 1 必ずしもすべての構成員が参加する必要はない。

対象活動組織の特定非営利活動法人化 【要領第4の7の(4)】

(問6 - 16) NPO法人化の手続きいかん。

以下、NPO法人化申請手続きの流れ



- (1) 設立総会を開催し、NPO法人の設立、定款、役員、事業計画・収支予算等を決定。
- (2) 所轄庁(都道府県庁)に設立認証申請。
- (3) 申請のあった内容を2ヶ月間、市民に情報公開される。(公告・縦覧)
- (4) 公告・縦覧期間終了後、2ヶ月以内に審査が行われる。
- (5) 審査により、認証・不認証が決定される。
- (6) 対象活動組織は認証後、2週間以内に法務局において設立の登記を行なう。登記によりNPO法人が成立。
- (7) 登記後、速やかに設立登記完了届出書を所轄庁に提出。
実際の手続きに当たっては、所轄庁に改めて確認するものとする。

(問6 - 17) NPO法人化には、様々な経費が必要となるが、促進費を含む共同活動支援交付金から支出することは可能か。

- 1 NPO法人化にかかる経費は、対象活動組織の運営費の一部と考えられることから、促進費を含む共同活動支援交付金から支出することが可能である。

(参考)NPO法人化に係る経費の例

法人設立手続きを行政書士等に委託した場合の委託料、設立総会の実施経費などのNPO法人設立のための経費など。

(問6 - 18) NPO法人化後の運営費を共同活動支援交付金から支出することは可能か。

- 1 NPO法人の運営にかかる費用は、対象活動組織の運営費の一部と考えられることから、促進費を含む共同活動支援交付金から支出することが可能である。

(参考) NPO法人化後の運営に係る経費の例

会計処理についての相談料、消耗品購入、年次総会開催費など。

自立的活動実施 【要領第4の7の(5)】

(問6 - 19) 「自立的活動実施」について、自立的活動に移行後に、前年度までに受け取った共同活動支援交付金の残額を活動に使うことはできるのか。

- 1 できない。自立的活動実施に移行する年度の前年度末時点における共同活動支援交付金の残額については地域協議会に返還するものとする。

促進費対象活動の費用の算出方法について 【要領別記7】

(問6 - 20) 申請時の促進費対象活動の費用算定上の留意点いかな。

- 1 実施状況の確認において、領収書及び促進費対象活動等参加者名簿により算定費用をチェックすることにしており、要件に満たない場合は、促進費の返還を行う必要があり、実施時に大幅な違いが生じないように、地域の実勢単価を適確に把握し算定することが重要である。

(問6 - 21) 換算労務費とは何か。

- 1 換算労務費は、活動の規模を判断するために、活動に参加する構成員の労働を費用に換算するために算出するもので、日当支払いの有無に係わらず必ず算出する必要がある。

(問6 - 22) 換算労務費の算出に使う労務単価は、いくらにすればよいのか。

- 1 算出に用いる労務単価について、本対策の実施期間中は平成18年度公共事業設計労務単価(基準額)の普通作業員の都道府県別労務単価を用いるものとする。

(問6 - 23) 促進費対象活動に参加した構成員に対する日当を支払うことはできるのか。

- 1 対象活動組織で決定すれば促進費対象活動に参加した構成員に対して日当を支払うことは可能である。

- 2 なお、要領別記7の促進費対象活動の費用の算出において換算労務費を算出するが、これは当該促進費対象活動の規模を判断するために算出するものであり、日当の支払いを義務づけるものではない。また、算出に用いる労務単価も日当を支払うこととした場合の額を規定するものではない。日当の額についても地域の状況に応じ対象活動組織で判断するものとする。

(問6 - 24) 促進費対象活動等を実施しない年度に交付される促進費の取扱いいかん。

- 1 促進費については、毎年度一定の金額を交付することとしており、促進費対象活動等を実施しない年度に交付された促進費は、基礎支援対象活動の実施の経費に充当してよい。

7 交付額 【要綱別紙1の第4の5】

基礎支援 【要綱別紙1の第4の5の(1)】

(問7 - 1) 基礎支援に係る共同活動支援交付金の具体的な算定例いかん。

- 1 基礎支援に係る交付金は、対象農用地の地目別面積(a単位)に、下表の地目別交付単価(10a当たりの単価)を乗じて算出する。
- 2 なお、基礎支援に係る交付金のうち国費は、対象農用地の地目別面積(a単位)に、下表の地目別交付単価(10a当たりの単価)を乗じて算出する。

地目	区分	基礎支援に係る国の共同活動支援交付金の10a当たりの交付単価	基礎支援に係る国の共同活動支援交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10a当たりの交付単価
田	都府県	2,200円	4,400円
	北海道	1,700円	3,400円
畑	都府県	1,400円	2,800円
	北海道	600円	1,200円
草地	都府県	200円	400円
	北海道	100円	200円

(参考例)

都府県の活動組織において、次の対象農用地面積が計上されている場合の基礎支援に係る交付金交付額算定方法

対象農用地面積 10,000a(田:5,000.4a、畑:4,999.6a)

(1) 対象農用地面積の端数処理

田: 5,000.4a 5,000a (小数第一位切り捨て)

畑: 4,999.6a 4,999a (小数第一位切り捨て)

(2)基礎支援に係る交付金の算出

田: $5,000a \times 3,400 \text{ 円}/10a = 1,700,000 \text{ 円}$

畑: $4,999a \times 1,200 \text{ 円}/10a = 599,880 \text{ 円}$

計: 2,299,880 円

(3)基礎支援に係る交付金のうち国費の算出

田: $5,000a \times 1,700 \text{ 円}/10a = 850,000 \text{ 円}$

畑: $4,999a \times 600 \text{ 円}/10a = 299,940 \text{ 円}$

計: 1,149,940 円

地方公共団体の負担

(問7 - 2) 地方公共団体の負担に関する考え方がいかに。

- 1 本事業の実施により、国、地方公共団体のそれぞれが応分の利益を受けることから、本事業については、国と地方公共団体で同額、即ち1:1の割合で負担することを前提としている。
- 2 なお、地方が国と一体的に支援を行うことができるよう、所要の地方財政措置が講じられている。

(問7 - 3) 都道府県と市町村の負担割合(ガイドライン)がいかに。

- 1 都道府県と市町村の負担割合については、それぞれの地域で決めて頂くこととしており、国が都道府県と市町村の間の負担割合を画一的に指定するものではない。
- 2 なお、中山間地域等直接支払交付金、平成18年度の実験事業においては、地方公共団体の負担について都道府県と市町村で折半されているところである。

共同活動支援交付金の採択申請等 【要領第4の8の(1)、(2)、(3)】

(問7 - 4) 対象活動組織は毎年度採択申請する必要があるのか。

- 1 対象活動組織の採択申請は初年度にのみ申請が必要で、2年度目以降は、採択申請を行う必要はない。なお、交付申請は毎年度行う必要がある。
- 2 また、地域協議会から通知された採択通知の内容及び規約又は協定に変更があった場合は、随時、採択の変更承認申請又は採択変更の届出を行うものとする。

(問7 - 5) 要領第4の8の(3)のウで、「協定又は規約のうち共同活動支援交付金の交付金額及び交付に係る要件に該当しない変更」とあるが、具体的にはどのような場合か。

- 1 基本的に次の事項の変更以外の場合が該当する。
 - (1) 協定のうち、協定期間、協定の対象となる資源(特に対象農用地及び協定農用地の地目ごとの面積)、実施計画

8 事務の委託 【要綱別紙1の第4の6】

(問8 - 1) 要綱別紙1の第4の6に「原則として当該対象活動組織以外の者」とあるが、「原則」の考え方がいかに。

- 1 活動組織の規約・規定等に基づき対象活動組織が当該対象活動組織の構成員に対し委託すると決定した場合は、当該構成員に対し委託することが可能であり、「原則として」としている。

9 実施状況の報告 【要綱別紙1の第4の7】

(問9 - 1) 実施状況報告書は何月何日から何月何日までの共同活動を記載するのか。

- 1 毎年度、4月1日から翌年の3月31日までに行われた共同活動を当該年度の活動として記載し、報告するものとする。

(問9 - 2) 共同活動は4月から始まるため、平成20年度の共同活動を実施するための「点検活動」や「機能診断」及び共同作業計画等の「計画策定」を平成19年度中に実施した場合、平成20年度の実施状況報告書に記載(チェック)してもよいか。

- 1 構わない。
- 2 ただし、「実践活動」及び「農村環境向上活動の「啓発・普及」については平成20年度に実施したもののみを実施状況報告書に記載(チェック)するものとする。

(問9 - 3) 実施状況の報告に当たって、写真はどの程度添付すればよいのか。

- 1 各活動項目に対し、活動状況が明確にわかる1枚の写真を添付するものとする。

(問9 - 4) 点検及び機能診断の結果、実施しなかった活動項目については、実施状況報告書にはどのように記載すればよいのか。また、写真の添付はどうすればよいのか。

- 1 点検及び機能診断の結果、実施の必要性が無いと判断され活動を実施しなかった活動項目については、当該施設に対し点検等を実施したことをもって、活動を実施したと判断し、実施状況報告書の「実施」欄に（黒丸）を記入する。なお、この場合には、当該施設に対し点検等を行っている状況の写真や水路の泥上げなどの活動項目では、水路に泥がたまっていないことを示す写真を添付するものとする。

(問9 - 5) 活動状況の写真がうまく撮影できなかった場合、その活動の実施は認められないのか。

- 1 カメラの不具合やデジタルカメラのデータが不可抗力により失われたなどの理由により写真が添付できなかった場合でも、活動記録(作業日報)と実際の活動に参加した方の証言により共同活動を実施したことを市町村に説明すれば、実施したことが認められます。
- 2 なお、写真が添付できない場合、実施状況報告には「作業写真整理帳」の写真貼付欄に写真が貼付できない旨を記入し、提出してください。【記入例は別添をみてください】

10 実施状況の確認 【要綱別紙1の第4の8】

(問10 - 1) 実施状況の確認に当たって、要領第4の10の(1)に「必要に応じ現地確認により行う」とあるが、具体的にどのような場合に現地確認を行う必要があるのか。

- 1 基本的に実施状況の確認は、対象活動組織から市町村に提出される報告書に基づき確認を行うものである。
- 2 なお、市町村が現地で確認した方が効率的と判断した場合には、現地確認を行う。

(問10 - 2) 各活動項目は、どのような基準をもって実施されたと確認するのか。

- 1 各活動項目の目的・趣旨に合致する活動を行った場合、対象活動組織は当該活動項目を実施したものと判断するものとする。
- 2 各活動項目の目的・趣旨に合致した活動であれば、要領別記2(活動指針)第2の活動指針の活動項目の説明で例示されている対策手法以外の方法で実施された活動でも当該活動項目を実施したものと判断する。

(問10 - 3) 活動指針の「計画」欄にチェックがされなかった活動項目について、実際に活動を実施した場合の要件確認の方法いかな。

- 1 対象活動組織は、「計画」に位置づけのない活動項目であっても、実際に活動を行った場合は、「実施」欄に「 」を記入する。
- 2 また、要件確認についても、当該活動項目を含めて行うものとする。

(問10 - 4) 農村環境向上活動において、活動は実施していても、計画した活動量(面積、延長等)をすべて実施していない場合の実施状況の確認に当たっての判定の考え方いかな。
(例えば、計画では100mの植栽を考えていたが、実際は50mしかできなかった場合等)

- 1 対象活動組織は、計画で定めた活動量を実施するように努める必要があるが、問のような状況をもって未実施と判定することはない。(問の例では、50mは植栽されているので、実施したと判断する。)

(問10 - 5) 促進費対象活動等の実施状況の確認の内容いかな。

- 1 高度な農地・水向上活動及び質の高い農村環境向上活動の実施状況の確認については、促進費対象活動等実施状況報告書及び添付資料により、以下の事項を確認する。
 - (1) 促進費対象活動に関する専門的な知見又は技能を有している者の指導や助言
・実施状況報告書への記載事項により確認する。
 - (2) 対象活動組織の構成員自らが実施
・促進費対象活動等参加者名簿により確認する。
 - (3) 活動の実施にかかった費用(要領別記7に定める方法で算出される額)
・換算労務費以外の支出項目の額については、領収書により確認する。
・換算労務費については、促進費対象活動等参加者名簿に基づき労働時間を確認する。
- 2 対象活動組織のNPO法人化の実施状況の確認については、促進費対象活動等実施状況報告書及び添付資料により、以下の事項を確認する。
 - (1) 法人設立の事実
・認証書により、認証年月日、認証機関を確認する。
・法人登記簿の謄本により法人設立の事実を確認する。
 - (2) 設立年度
・設立年度は、法人登記を了した年度とし、法人登記簿の謄本により確認する。
- 3 自立的活動実施は、共同活動支援交付金の交付を受けずに、協定に位置付けた活動を実施するものであり、その実施状況の確認については、基礎支援対象活動の実施状況の確認をもって代えるものとする。

11 共同活動支援交付金の返還 【要綱別紙1の第4の9】

基礎支援 【要領第4の11の(1)のア、ウ】

(問11-1) 要領第4の11の(1)のアに、「協定農用地のうち農振農用地が転用等により減少した場合」とあるが、転用以外で協定農用地から除外することも含まれるのか。

- 1 含まれる。(区画整理事業等の換地に伴う面積減などが該当するが、この場合は、前年度以前に交付された交付金については、遡って返還する必要はない。)

(問11-2) 要領第4の11の(1)のアに、「協定農用地のうち農振農用地が転用等により減少した場合」とあるが、農振白地が転用になった場合、交付金の返還が必要か。

- 1 農振白地は対象農用地にはならないため必要ない。

(問11-3) 要領第4の11の(1)のアに、「当該協定農用地のうち農振農用地部分に相当する交付金」とあるが、具体的にはどういうことか。

- 1 例えば、田が30a転用となった場合、国費については、年度当たり6,600円(30a×2,200円/10a)の交付金返還が必要となる。

(問11-4) 交付金返還の対象となった場合は、それ以降は、再度、共同活動支援交付金の対象とならないのか。

- 1 共同活動支援交付金の返還の対象となった場合、交付金の返還を行った後に、地域協議会は、対象活動組織に対し、確実に必要な活動を行うことを確認した上で、再度、共同活動支援交付金の対象とすることができるものとする。
- 2 ただし、体制整備構想(案)及び体制整備構想が作成されずに交付金の返還を行った場合は、それ以降の交付は行わない。

(問11-5) 特認要件を適用している対象活動組織の場合、具体的に返還金額の算定はどうなるのか。

- 1 返還金額(国費)の算定例は、次に示すとおりとする。

(算定条件)

対象農用地: 150ha(全地目:田)

協定農用地： 200ha(うち、農振農用地：200ha(全地目：田))

- (1) 平成19年度に採択された地区において、第3年度目に既に共同活動支援交付金が全額交付された後、協定の対象となる資源の一部を対象とする活動結果が地域協議会が定める地域活動要件を満たさなかった場合

対象農用地150ha×1,700円/10a×3年分=765万円

- (2) 平成19年度に採択された地区において、第3年度目に既に共同活動支援交付金が全額交付された後、協定農用地が20a転用された場合

返還対象農用地20a×1,700円/10a×(150ha/200ha)×3年分=7,650円

(問11-6) 農地・水向上活動の誘導部分の実施割合を70%として協定を締結したが、実際には50%(地域協議会が定める地域活動要件と同じ)しか活動できなかった場合は、交付金の返還に該当するのか。

- 1 活動した結果が、活動計画の実施割合を下回った場合でも、地域協議会の定める地域活動要件を下回っていないければ、交付金返還に該当しない。

体制整備構想 【要領第4の11の(1)のイ】

(問11-7) 要領第4の11の(1)のイに、「当該年度以降の共同活動支援交付金の交付は行わないこととする」とあるが、なぜ、このような措置となるのか。

- 1 共同活動への支援を通じ、対象活動組織において共同活動が自立的に定着していくよう誘導することは、本事業の国民理解の促進のために重要である。
- 2 このことから、体制整備構想(案)又は体制整備構想を策定せず、共同活動の体制強化への取組が不相当と見なされる対象活動組織については、支援の受給の適格性が満たされていないと判断し、当該年度以降の共同活動支援交付金の交付を停止するものである。

(問11-8) 営農活動支援交付金が交付されている対象活動組織において、体制整備構想(案)の策定、又は取りまとめがそれぞれ定められた時期までにできなかった場合の扱いいかん。

- 1 営農活動支援交付金については遡及返還を求めない。
- 2 ただし、当該年度における以降の営農活動支援交付金の交付は行わないものとする。

促進費 【要領第4の11の(1)の工、オ】

(問11 - 9) 促進費対象活動等の要件を満たさなかったため、促進費が返還となった場合に、促進費対象活動等に使用した基礎支援に係る共同活動支援交付金も返還の対象となるのか。

- 1 返還の対象とならない。返還は、促進費のみである。

(問11 - 10) 基礎支援にかかる交付金返還が必要となった場合には、促進費も返還の対象となるのか。

- 1 転用等により協定農用地面積が減少した場合を除き、促進費も返還の対象となり基礎支援に係る共同活動支援交付金と同様の返還措置が必要である。

返還の免責事由 【要領第4の11の(2)】

(問11 - 11) 自然災害その他やむを得ない理由が認められる場合は共同活動支援交付金の返還を免除することとなっているが、具体的にどのような理由か。

- 1 「自然災害その他やむを得ない理由」は、ケースごとに国と地域協議会が協議して判断することとなるが、例えば、
 - ・ 豪雨、洪水、地すべり、地震等により計画段階で予定した普及・啓発活動や実践活動ができなかった場合
 - ・ 希少種の発見、鳥の営巣などにより、計画段階で予定した泥上げ等の実践活動ができなかった場合
 - ・ 害虫の異常発生などにより、計画段階で予定した農村環境向上活動の植生による水質保全ができなかった場合
 - ・ 湧水水量の減少などのために、計画段階で予定した農村環境向上活動の、生態系に配慮した施設の適正管理や水田を活用した生息環境の提供が実践活動まで取り組めなかった場合には、外部条件の変化によるものであり、「やむを得ない理由」に相当すると想定される。
- 2 また、土地収用法に基づき収用若しくは使用を受けた場合、又は収用適格事業(土地収用法第3条)の要請により任意に売り渡し若しくは使用させた場合や、農業用施設用地等とした場合も同様に「やむを得ない理由」に相当する。

12 証拠書類の保管 【要綱別紙1の第4の10】

会計経理の適正化 【要領第4の12の(2)】

(問12 - 1) 共同活動支援交付金の使途は限定されているのか。

- 1 共同活動支援交付金については、原則として地域活動指針に列挙されている活動のうち、協定において実施するとして活動を実施するために必要な経費について充当するものとする。
- 2 この場合の「必要な経費」の考え方としては、例えば、「水路のはらみの修正」については、その活動そのものに必要な物材費だけではなく、技術指導を行う技術者への謝礼、交通費等のように、当該活動を適切な水準で実施するために必要な経費(対象活動組織の管理運営費など)についても充当することを可能とする。

(問12 - 2) 地域活動指針に位置付けられている活動ではあるが、協定締結時点では実施計画に位置付けていない活動について実施し、共同活動支援交付金をその経費に充当した場合、交付金返還に該当するのか。

- 1 共同活動支援交付金の使途は、原則として、地域活動指針に列挙されている活動のうち、対象活動組織で実施すると合意され協定に位置付けられている活動に要する経費としているが、例えば、対象活動組織の活動が定着してきて、協定の対象とする資源の一部を対象として、地域活動指針に列挙されている活動であり協定に位置付けていない活動について共同活動支援交付金を充当し実施した場合など、交付金の返還対象とはしない。
- 2 よって、協定に位置付けられていない活動であっても、共同活動支援交付金を使って実施した場合は、対象活動組織は市町村に対し、実施状況の報告に含めるものとし、市町村においても、実施状況の確認を実施することが必要である。

(問12 - 3) 協定に添付する「活動計画」の作成について、共同活動支援交付金を充ててもよいのか。

- 1 協定に添付する「活動計画」については、共同活動支援交付金申請について、要件をクリアしているかどうかを判断するための書類(申請書類の添付書類)であることから、共同活動支援交付金を充てることはできない。
- 2 一方、活動指針の基礎部分の「共同作業計画の策定」、誘導部分の「年度活動計画の策定」等については、共同活動支援交付金を充当しても構わない。

(問12 - 4) 採択申請時に協定を作成するために必要な対象農用地面積等の面積の把握について、共同活動支援交付金を充ててもよいのか。

- 1 対象農用地面積等の面積の把握については、共同活動支援交付金申請に係る申請書類の一部であることから、共同活動支援交付金を充てることはできない。

(問12 - 5) 共同活動支援交付金を対象活動組織の構成員に配分してもよいのか。

- 1 共同活動支援交付金については、対象活動組織に交付するものであり、対象活動組織の構成員に配分することはできない。
- 2 ただし、構成員が共同活動を実施した場合の労務賃として支弁することは可能である。

(問12 - 6) 対象活動組織において、共同活動支援交付金は銀行等の口座を設け管理する必要があるのか。

- 1 金融機関の口座を開設し、管理するものとする。

(問12 - 7) 対象活動組織において、共同活動支援交付金は、営農活動支援交付金と別の口座で管理する必要があるのか。

- 1 別の口座で管理するのが望ましい。

(問12 - 8) 対象活動組織において、国の共同活動支援交付金は、都道府県及び市町村から交付される交付金と区分して経理する必要があるのか。

- 1 区分する必要はない。

共同活動支援交付金の清算 【要領第4の12の(3)】

(問12 - 9) 共同活動支援交付金は、年度を繰り越して使用することはできるのか。

- 1 地域協議会から対象活動組織に対する共同活動支援交付金の交付については、毎年度、農用地面積等に応じた定額の交付となるが、対象活動組織においては、協定期間における支出計画に基づき、毎年度、需要に応じた資金の執行を行い、当該年度執行の必要のない資金については、翌年度以降に繰り越して使用することができる。
- 2 ただし、平成23年度末に残額が生じた場合は、当該残額を地域協議会に返還するものとする。

(問12 - 10) 平成23年度末に残額が生じたときは、当該残額を地域協議会に返還するとあるが、共同活動支援交付金の利息の取扱いかん。

- 1 平成23年度末に残額があれば、利息分を含め、その残額の全部を返還するものとする。

抽出検査の実施 【要領第4の12の(4)】

(問12 - 11) 毎年度、どの程度の対象活動組織が検査の対象となるのか。

- 1 都道府県及び地域協議会が国と併せて行う抽出検査の実施状況や前年度における検査結果等を勘案し、毎年度、国が適切に判断するものとする。

(問12 - 12) 抽出検査は会計検査とは違うのか。

- 1 抽出検査の目的は、対象活動組織の経理事務等の実施状況の確認を行い、適切に実施する方向に指導を行うことが目的であり、会計検査とは異なる。

(問12 - 13) 抽出検査は具体的に何を検査するのか。

- 1 抽出検査では、金銭出納簿及び領収書等を確認することにより、対象活動組織における会計経理が適切に行われるよう、地域協議会に対して指導を行うものである。

13 農地・水・環境保全向上活動推進交付金 【要綱別紙3】

市町村推進事業 【要綱別紙3の第3の3】

(問13 - 1) 推進交付金の具体的な使途いかん。

1 推進交付金の交付対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。

(1)旅費

市町村が行う、協定締結、実施状況の確認等に要する旅費。

(2)諸謝金

協定締結に係る指導を行うに当たり、有識者の指導等が必要な場合、当該有識者等に対する経費。

(3)委託費

市町村が実施する事務の一部を委託する場合、それらに要する経費。

(4)事務費

市町村が行う、協定締結、実施状況の確認等に要する通信運搬費、使用料及び賃貸料、賃金等。

(問13 - 2) 要綱別紙3の第3の3の(3)の「その他推進事業の実施に必要な事項」とは具体的に何か。

1 例えば、市町村の協定に基づき対象活動組織の適切な執行を確保する観点から、対象活動組織に対し指導を行う等、市町村で本対策の推進に必要な事項を実施できるものである。

(問13 - 3) 推進交付金の執行可能日はいつからか。

1 推進交付金(地域協議会及び地方公共団体向け)は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、交付決定後に執行可能となる。

14 その他

課税関係

(問14 - 1) 対象活動組織が活動に参加した構成員に対し、出役に応じ日当などを支払う場合、源泉徴収を行う必要があるのか

- 1 会社や個人が、給与、賃金等を支払う場合には、その支払の都度支払金額に応じた所得税を差し引く(源泉徴収)ことになっており、対象活動組織が構成員に対し、活動への参加に応じて支払う日当なども、源泉徴収の対象になると考えられる。

(問14 - 2) 構成員が、対象活動組織から受け取った日当等を所得として申告する場合、どの所得に分類されるのか。

- 1 対象活動組織から受け取った日当等は、実際に行われた支払いの対象となる行為の内容、構成員の立場、支払額などにより、個々に判断されることになり、一律の判断は出来ない。

(問9 - 5) の別添

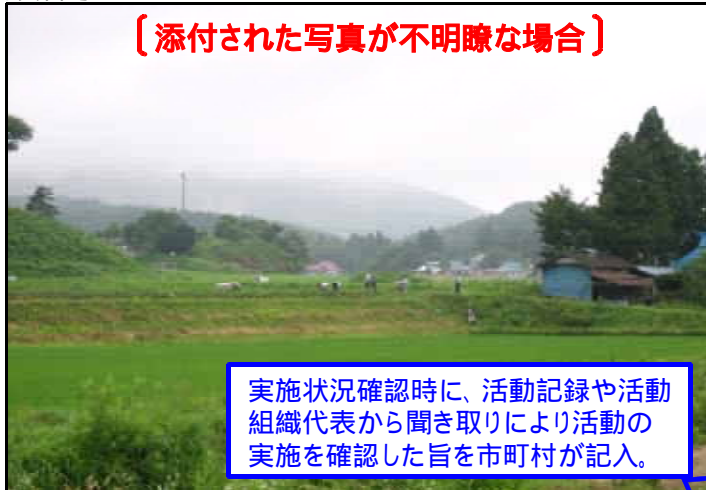
【別添】写真による実施状況の確認が行えない場合の記入方法について

【別紙2】
 (添付様式18 - 2)
 作業写真整理帳

No 1

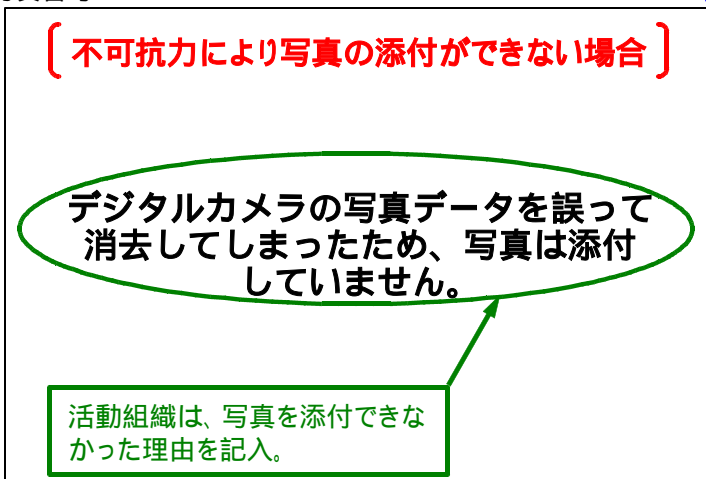
活動組織名: 地区農地・水・環境保全会

写真番号: 1



実施年月日	平成19年5月1日
活動区分	<input checked="" type="checkbox"/> 基礎部分 農地・水向上活動 農村環境向上活動
	点検活動 機能診断 <input checked="" type="checkbox"/> 計画策定 啓発・普及 実践活動
施設又はテーマ	農用地
活動項目	畦畔・農用地法面等の草刈り
備考	写真が不明瞭なため、活動記録及び代表からの聞き取りにより確認した。

写真番号: 2



実施年月日	平成19年6月8日
活動区分	<input checked="" type="checkbox"/> 基礎部分 農地・水向上活動 農村環境向上活動
	点検活動 機能診断 <input checked="" type="checkbox"/> 計画策定 啓発・普及 実践活動
施設又はテーマ	開水路
活動項目	水路の泥上げ
備考	活動記録及び代表からの聞き取りにより確認した。

写真番号:



実施年月日	
活動区分	基礎部分 農地・水向上活動 農村環境向上活動
	点検活動 機能診断 計画策定 啓発・普及 実践活動
施設又はテーマ	
活動項目	
備考	